国民健康保険税・ 後期高齢者医療保険料の仕組みを お知らせします

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料について、 平成27年度の均等割額の減額(軽減)を拡充しました。

7月に予定している各保険税(料)の通知書の発送に先 立ち、各保険税(料)の賦課の仕組みや納付方法などにつ いて概要を紹介します。

国民健康保険税 問保険課☎2382

後期高齢者医療保険料 問保険課☎2384

対象者

- ●75歳未満の方
- ●世帯主に対して世帯分の保険税がまとめて掛かります。
- ●①基礎課税分、②後期高齢者支援金等課税分、③介護納付金課税分、 それぞれの所得割額・均等割額の合計額



①基礎課税分(課税限度額51万円)

所得割額(算定基礎額(注1)×4.7%)+均等割額(被保険者数×24,400円)

②後期高齢者支援金等課税分(課税限度額16万円)

所得割額(算定基礎額(注1)×1.2%)+均等割額(被保険者数×7,900円)

③介護納付金課税分(課税限度額14万円)

保険料・ 税の計算

(40歳以上65歳未満の被保険者に課税)

所得割額(算定基礎額(注1)×1.4%)+均等割額(被保険者数×12,500円)

(注1) 算定基礎額(旧ただし書き所得)とは、前年の総所得金額、山林所得金額、株 式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から、基礎控除額33万円を控除し た額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。

◆均等割額の減額(平成27年度一部拡充)

世帯の所得の合計(国民健康保険の被保険者でない世帯主を含む)が一定 額以下の世帯について、均等割額を減額します。

| | 減額割合 | |
|-----------|-----------------------------|----|
| 1 | 33万円以下 | 7割 |
| 2 | 33万円に被保険者1人当たり26万円を加算した金額以下 | 5割 |
| 3 | 33万円に被保険者1人当たり47万円を加算した金額以下 | 2割 |
| :×: af: 2 | 早の中生に其づいて減類措置を行います | |

※国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方の所得も加算されます。

●75歳以上の方(および一定の障がいがあると東京都後期高齢者医療広域

- 連合から認定された65~74歳の方)
- ●被保険者一人ひとりに保険料が掛かります。
- ●所得割額(賦課の基となる所得金額〈注2〉×東京都の所得割率8.98%)・均等 割額(42,200円)の合計額(限度額57万円)



※保険料率は同広域連合が決定しており、東京都内で均一です。

◆所得割額の軽減

被保険者本人の賦課の基となる所得金額(注2)が一定額以下の場合、所 得割額を軽減します。

| | 賦課の基となる所得金額 | 軽減割合 |
|---|-------------|------|
| 1 | 15万円以下 | 10割 |
| 2 | 20万円以下 | 7.5割 |
| 3 | 58万円以下 | 5割 |

(注2) 賦課の基となる所得金額(旧ただし書き所得)とは、前年の総所得金額、山林所 得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から、基礎控除額33万円 を控除した額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。

※所得とは、すべての収入金額から必要経費(年金・給与収入は計算式あり)を差 し引いたものです。

◆均等割額の軽減(平成27年度一部拡充)

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額等 を合計した額が一定額以下の世帯について、均等割額を軽減します。

| | 総所得金額等の合計が下記に該当する世帯 | 軽減割合 |
|---|--|------|
| 1 | 33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所 得がない) | 9割 |
| 2 | 33万円以下で、①に該当しない | 8.5割 |
| 3 | 33万円に被保険者1人当たり26万円を加算した金額以下 | 5割 |
| 4 | 33万円に被保険者1人当たり47万円を加算した金額以下 | 2割 |

※1月1日現在で65歳以上の方の公的年金所得(年金収入から年金控除を引いたも の)については、その所得からさらに高齢者特別控除(15万円)を差し引いた額で判 定します。軽減には所得の申告が必要となる場合があります。

納付方法

国民健康

世帯主が国民健康保険の被保険者で、かつ加入者 全員が65歳以上75歳未満の世帯で、世帯主の年金 税の合計額が年金額の2分の1を超えない方

上記以外の方

後期高齢者 医療保険料 の年額が18万円以上で介護保険料と国民健康保険

年金の年額が18万円以上で、介護保険料と後期高 齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超え ない方

上記以外の方

特別徴収

(年金からの天引き)

年額18万円以上の年金を受給している方 ※申請により金融機関からの口座振替に

変更できます。

普通徴収

(納付書による納付または口座振替)

特別徴収にならない方

保険税や保険料の納付には、安心・便利な □座振替をご利用ください。

て必須とされるもので、黄熱ワクチンがそ

ために必 要な検 疫ワクチンはその国によっ

有無などの条件により異なります。入国の は、渡航先、滞在期間、入園・入学予定の 納付された保険税・保険料は、確 定申告などでの社会保険料控除の 対象になります。

※三鷹市に転入したばかりの方や被 保険者になったばかりの方も普通徴 収ですが、日本年金機構からの通知 に基づき、6カ月~1年後に自動的に 特別徴収へ切り替わります。以前か ら被保険者の方でも、年度の途中で 特別徴収から普通徴収へ、または普 通徴収から特別徴収に切り替わる場 合があります。

間 三鷹市医師会☎47-2155

族の健康を守るためにも、予定が分かった 対応できる専門の渡航外来がある総合病院 段階から、予防接種証明書の発行などにも 種も必要となることが多いと思います。家 余裕がなければ接種スケジュールを組めな 種を済ませなければならないので、時間的 で、困ることはめったにありません。一方、 は、子どもだけでなく保護者のワクチン接 いこともあります。長期海外渡航に際して 長期滞在の場合は出国までの短い期間に接 トラベラーズワクチンを接種すればよいの 短期旅行の場合は検疫ワクチンと必要な 度に準じた予防接種証明書の提出が要求さ 言えます。この中には、狂犬病、A型肝炎、 れるワクチンは接種しておいた方が賢明と ラベラーズワクチンも原則として必要なも クチンも必要なものと考えてください。特 さらに、長期滞在では渡航先の定期接種ワ リオ、破傷風ワクチンなども含まれます。 どがあり、渡航先によっては日本脳炎、ポ 腸チフス、髄膜炎菌、ダニ脳炎ワクチンな 注意を払わなければなりません。必要とさ 渡航では、短期間でも衛生環境や感染症に のと言えます。開発途上国や熱帯地域への の代表です。渡航先で個人を守るためのト に米国では、入園・入学に際して米国の制

際標準に近づきましたが、年長児以上の子 在しようとする場合には滞在予定国とのワ まっていないのが現状です。 どもたちのワクチンギャップは実際には埋 クチンギャップが大きな問 題となっていま 子どもたちはおよそ10万人に上るとされて した。近年、日本のワクチンもようやく国 いますが、その健康リスクは渡航先や滞在 海外へ渡航する前に接種すべきワクチン

子どもたちの予防接種

今日、海外に長期滞在している日本人の

とくといり、健康コラム

講講師 ¥費用(記載のないものは無料) ■日時·期間 <mark>人</mark>対象·定員 <u>丽</u>場所·会場 物持ち物 申申込方法 問問い合わせ 保育保育あり